

暴力団からの離脱について

大阪弁護士会 民暴委員会委員

弁護士法人青雲法律事務所 弁護士 林 堂 佳 子

1 暴力団構成員の減少傾向について

警察庁の公表資料によれば、平成30年末現在における指定暴力団の構成員数は約1万5600人となり、前年と比べて1200人減少していることが明らかとなりました。統計の残る昭和33年以降、過去最少を記録しています。

その主な要因としては、近年の暴力団対策法の数次の改正による規制強化に加え、平成22年以降全国の自治体で制定された暴力団排除条例によって、暴力団の資金獲得活動が大きく制約された結果、暴力団からの構成員の離脱が進んだものと思われまます。

2 離脱者支援の必要性について

このように暴力団構成員の数が大幅に減少し、暴力団全体の勢力が弱体化することは喜ばしいことですが、暴力団離脱者が真に更生し社会復帰を果たすことは容易なことではありません。暴力団離脱者の中には、必ずしも暴力団自体を否定しているわけではなく、日々の生活に困窮して、「ヤクザでは食べていけない」という理由で、やむなく暴力団から離脱している者が少なからず存在するものと思われまます。また、暴力団から離脱しても、すぐに一般の市民生活に戻れるわけではありません。銀行の預金口座の開設もできませんし、就労することも容易ではありません。確かに、暴力団に属していた人間に手を差し伸べる必要があるのか、自ら好んで暴力団に属した以上、社会から排除されても自業自得だ、といった意見もあるでしょう。しかし、暴力団離脱者が、一般社会から排除され、結果として、日々の生活に困窮するようでは、離脱した意味がなく、そうであるならば、もう一度、慣れ親しんだ暴力団の世界へ戻ってしまうことになりかねません。

3 離脱者支援の総合対策について

暴力団から離脱した者を一般社会に定着させ、再び暴力団の世界へ戻さない

ためには、何よりも、離脱者の生活基盤の安定が求められるところですが、そのためには、離脱者が安定した市民生活を送ることのできる環境整備が不可欠です。

大阪府では、暴力団離脱者の社会復帰を支援するため、平成4年12月、大阪府警察をはじめ、暴追センターや大阪刑務所、大阪労働局、大阪保護観察所等の関係機関で構成される「大阪府暴力団離脱者支援対策連絡会」が設立され、暴力団離脱者を雇用する事業者（協賛企業）を募集するとともに、「離脱者雇用給付金支給制度」を設けるなど、離脱から社会復帰までの支援の推進が図られてきました。

また、平成28年2月、大阪、福岡など14都府県の間で暴力団離脱者の広域的な就労支援を目的とした「広域連携協定」が締結され（令和元年8月29日現在、34都府県まで拡大しています。）、遠隔地での就労を希望する離脱者に対する広域的な就労支援の取組が始まっています。

4 むすび

暴力団の排除と離脱者の社会的受容は、表裏の関係にあります。これらを社会全体で協働して推進することが、暴力団組織の壊滅という目的には必要不可欠であると思います。

以上

※本内容における意見に関する部分は、執筆者個人によるものです。

※禁転載